

被扶養者の具体的な取扱い

1 夫婦共同扶養の場合

夫婦が共同して扶養している場合の被扶養者の認定に当たっては、次に掲げることを参考として、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して判断します。

- ① 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。）が多い方の被扶養者とするを原則とする。
 - ※ 配偶者（組合員）に事業所得等の収入がある場合、被扶養者と同様、収入から「社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除」した額により収入を比較します。（「事業所得、農業所得、不動産所得などの収入がある場合」参照）
 - ※ 組合員の勤務形態の変化（再任用等）により、組合員の年間収入が配偶者の年間収入を下回るが見込まれる場合は、認定替えが必要となる場合があります。
- ② 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- ③ 共済組合の組合員に対しては、その者が主たる扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われることとされているので、夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に当該被扶養者に関して、扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合には、その支給を受けている者の被扶養者として差し支えないこと。

なお、育児休業を取得したことにより無給になる場合、夫婦の収入が逆転することがありますが、この際の生計維持関係については、育児休業を取得しなかったものとして取り扱うため、認定替えの必要はありません。ただし、組合員から申告があった場合はこれを妨げるものではありません。

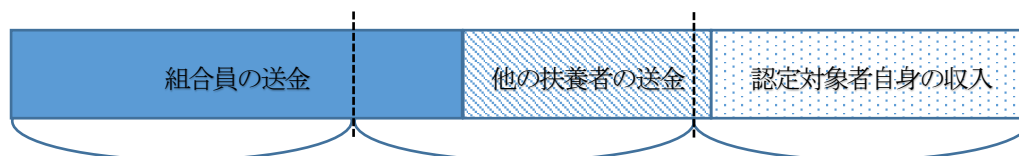
※ 復職後、育児短時間勤務等により、組合員の年間収入が配偶者の年間収入を下回るが見込まれる場合は、認定替えが必要となる場合があります。

2 別居の父母等の認定について

父母等が組合員と別居している場合は、その者が自分の収入ではなく主として組合員からの送金により生計を維持していることが必要です。

送金の基準額は、父母等の認定対象者の総収入額（認定対象者自身の収入+組合員の送金額+他の扶養者の送金額）の3分の1以上とされています。

なお、組合員が他の扶養者と共同して認定対象者を扶養しようとしている場合は、組合員の送金額が他の扶養者の送金額を上回っている必要があります。



3 収入の取扱いについて

給与収入については、諸手当等（非課税分含む）を含めた支払総額のことをいいます。

認定基準年額以上の収入がある場合は被扶養者として認定できないことになっていますが、この収入は将来に向かってのものであり、認定基準年額以上の収入を得るであろう「見込み」の立った時点で被扶養者としての要件を欠くことになります。

※ 認定基準年額の詳細は、「被扶養者の範囲」2の（3）をご覧ください。

パート・アルバイト等の収入がある場合

パートやアルバイト等の収入がある場合で、収入年額の見込みが立ちにくいような場合は、月額で判断することになります。

この場合、認定基準月額以上の収入が恒常的（3か月連続）にある場合に、認定基準年額以上の収入を得る「見込み」が立ったと判断します。併せて、収入の累計が認定基準年額を超えることがないか、毎月過去12か月分をスライドして確認します。

なお、勤務した月の給与が翌月以降に支払われる場合でも、原則、勤務月の収入として取扱います。

	区分	認定基準月額
①	60歳以上又は、国民年金法及び厚生年金保険法等に基づく年金給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する者	150,000円
②	①以外の者で、その年の12月31日現在19歳以上23歳未満である者（組合員の配偶者を除く）	125,000円
③	上記以外	108,334円

※ パート収入等がある方で、事業主の人手不足による労働時間延長等により一時的に被扶養者の認定基準額を超過した場合に、その旨の事業主の証明を共済組合に提出することにより、認定を受けることができます（連続する2回までが対象）。

（参考）令和5年12月15日付公立山口第398号『「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定について（通知）』

【**継続して認定できる事例**】 ※下記事例は、認定基準年額が130万円の場合としています。

事例①

(円)

勤務月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給与	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	120万

○ 認定基準月額未満であるので、継続して認定できます。

事例②

(円)

勤務月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給与	10万	10万	11万	12万	10万	10万	10万	10万	12万	11万	10万	10万	126万



○ 認定基準月額以上の月があるが、3か月連続でないため継続して認定できます。

事例③

(円)

勤務月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給与	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	120万
賞与			3万						3万				6万
合計	10万	10万	13万	10万	10万	10万	10万	10万	13万	10万	10万	10万	126万



○ 賞与に相当する報酬も収入に含みます。

○ 給与と賞与を合計して認定基準月額以上の月があるが、3か月連続でないため継続して認定できます。

【認定取消となる事例】 ※下記事例は、認定基準年額が130万円の場合としています。

事例①

(円)

勤務月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支払日	5/25	6/25	7/25	8/25	9/25	10/25	11/25	12/25	1/25	2/25	3/25	4/25	
給与	10万	10万	10万	11万	12万	12万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	125万



▲ 3か月連続で認定基準月額以上の月があるので、認定取消となります。
認定取消日は、9月分の給与の支払日（10/25）になります。

事例②

(円)

勤務月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支払日	5/25	6/25	7/25	8/25	9/25	10/25	11/25	12/25	1/25	2/25	3/25	4/25	
給与	10万	10万	10万	11万	10万	10万	11万	11万	10万	10万	10万	10万	123万
賞与			3万						3万				6万
合計	10万	10万	13万	11万	10万	10万	11万	11万	13万	10万	10万	10万	129万



▲ 給与と賞与を合計して3か月連続で認定基準月額以上の月があるので、認定取消となります。
認定取消日は、12月分の給与と賞与の支払日（1/25）になります。

事例③

(円)

勤務月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支払日	5/25	6/25	7/25	8/25	9/25	10/25	11/25	12/25	1/25	2/25	3/25	4/25	
給与	15万	10万	12万	10万	14万	15万	10万	18万	10万	16万	10万	10万	150万



累計	—	25万	37万	47万	61万	76万	86万	104万	114万	130万	140万	150万	
----	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	--



! 認定基準月額以上の月が3か月連続ではないが、収入の累計が認定基準年額以上になるので、認定取消となります。

認定取消日は、1月分の給与の支払日（2/25）になります。

事例④

(円)

勤務月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勤務先 A													
支払日	4/21	5/21	6/21	7/21	8/21	9/21	10/21	11/21	12/21	1/21	2/21	3/21	—
給与	6万	6万	6万	6万	6万	6万	6万	6万	6万	6万	6万	6万	72万
賞与			2万						2万				4万
小計	6万	6万	8万	6万	6万	6万	6万	6万	8万	6万	6万	6万	76万
勤務先 B													
支払日	5/25	6/25	7/25	8/25	9/25	10/25	11/25	12/25	1/25	2/25	3/25	4/25	
給与	4万	3万	4万	6万	4万	5万	4万	3万	2万	5万	6万	5万	51万
合計	10万	9万	12万	12万	10万	11万	10万	9万	10万	11万	12万	11万	127万



複数の勤務先がある場合は、対象となる勤務月のそれぞれの収入を合計して判断します。

勤務先Aの給与と賞与を合計したものと勤務先Bの給与を合計して、3か月連続で認定基準月額以上の月があるので、認定取消となります。

認定取消日は、3月分の給与の支払日（認定基準月額を超えた給与の支払い日）になります。

ただし、複数の勤務先がある場合で、先に支払われる給与により認定基準月額を超える場合は、認定基準月額を超えた時点に支払われる給与の支払日が取消日となります。

【認定取り消し→再認定→認定取消となる事例】

勤務月	支払日	給与	賞与	合計		累計
3月	4/15	8万		8万		8万
4月	5/15	11万		11万	⚠	19万
5月	6/15	12万		12万	⚠	31万
6月	7/15	11万		11万	⚠	42万
7月	8/15	8万		8万		8万 ※
8月	9/15	11万		11万		19万
9月	10/15	9万		9万	●	28万
10月	11/15	10万		10万	●	38万
11月	12/15	9万		9万	⊙	47万
12月	1/15	10万	5万	15万	⚠	15万
1月	2/15	20万		20万	⚠	35万
2月	3/15	10万		10万		45万
3月	4/15	20万		20万	⚠	65万
4月	5/15	10万		10万		75万
5月	6/15	20万		20万	⚠	95万
6月	7/15	10万		10万		105万
7月	8/15	15万		15万	⚠	120万
8月	9/15	10万		10万		130万
9月	10/15	5万		5万		5万

⚠ 給与と賞与を合計して、3か月連続で認定基準月額以上の月があるので、認定取消となります。認定取消日は、6月分の給与の支払日（7/15）となります。

⊙ 3か月連続して認定基準月額を下回ったので、再認定が可能となります。認定日は、11月分の給与の支払日（12/15）となります。
※収入の累計は、取消後に支払われる給与から累計します。

⚠ 12か月間の収入が130万円以上となる場合は、130万円以上になった時点で認定取消となります。認定取消日は、8月分の給与の支払日（9/15）となります。

年金の収入がある場合

年金支給開始年齢の到達や年金額の改定により年金が支給されるようになり、他の収入と合わせた額が認定基準年額を超える場合は、認定できません。

なお、認定取消日は、年金額に関する決定通知書や改定通知書等を受領した日になります。

老齢又は退職を給付事由とする年金のほか、遺族年金、障害年金や恩給、扶助料などの非課税の年金も収入に含まれます。

また、生命保険契約に基づく個人年金や貯蓄型の個人年金等も収入に含まれます。

なお、年金収入のほかに、パート・アルバイト収入がある場合は、認定基準年額から年金額を差し引いた値を12で除した額が、パート・アルバイト収入の認定基準月額となります。

【認定取り消しとなる事例】

事例① 老齢年金が185万円の場合

(円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額
年金					受給権発生								185万
						決定通知受領	支給期		支給期		支給期		
年金受給													



- ⚠ 8月に年金の受給権が発生し、年金額の決定通知書が9月に届き、年額185万円となることが判明した。認定基準年額以上となるため認定取消となります。
認定取消日は、9月に年金額の決定通知書を受領した日になります。

事例② 老齢年金が175万円から180万円に改定された場合

(円)

月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	年額
年金													175万 ↓ 180万
	支給期		支給期		改定通知受領		支給期		支給期		支給期		
年金175万													
年金180万													




- ⚠ 4月から年金額が改定され、年金額の改定通知書が6月に届き、年額180万円となることが判明した。認定基準年額以上となるため認定取消となります。
認定取消日は、6月に年金額の改定通知書を受領した日になります。

事例③ 障害年金が120万円、老齢年金が70万円の場合

(円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年額				
障害年金	年金 120 万												120 万				
	支給期		支給期		支給期		支給期		支給期		支給期						
老齢年金				受給権発生 ・ 決定通知受領	年金 70 万												70 万
					支給期		支給期		支給期		支給期		支給期				
合計													190 万				


-  障害年金を受給中の者が、新たに7月に老齢年金の受給権が発生し、年金額の決定通知書が7月に届き確認したところ、年額70万円となることが判明した。
障害年金120万円と老齢年金70万円を合計すると、認定基準年額以上となるため認定取消となります。
認定取消日は、7月に年金額の決定通知書を受領した日になります。

事例④ アルバイト収入 + 老齢年金が120万円の場合

(円)

勤務月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支払日	5/25	6/25	7/25	8/25	9/25	10/25	11/25	12/25	1/25	2/25	3/25	4/25	
給与	4万	4万	4万	4万	4万	4万	4万	5万	5万	5万	5万	5万	53万
年金	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	10万	120万
合計	14万	14万	14万	14万	14万	14万	14万	15万	15万	15万	15万	15万	173万



-  アルバイト収入の認定基準月額が5万円 $((180万 - 120万) \div 12)$ となるため、アルバイト収入が3か月連続で5万円以上となった時点で、認定取消となります。
認定取消日は、1月分の給与の支払日になります。

事業所得、農業所得、不動産所得などの収入がある場合

自営業などで事業所得等がある方については、給与所得者のように月額でその所得を判断することが難しいため年額での判断となり、具体的には、確定申告により、前年の所得が確定した時点で判断します。

その所得を判断する際は、「社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除」することができますとされています。

ただし、確定申告における経費と被扶養者認定の可否を判断する際の経費とは一致しません。

また、青色申告控除や専従者控除などは、必要経費として認められませんので注意が必要です。

【被扶養者認定における必要経費の認否】

事業所得		農業所得		不動産所得	
項目	認否	項目	認否	項目	認否
売上原価	○	雇人費	○	給料賃金	○
租税公課	×	小作料・賃借料	○	減価償却費	×
荷造運賃	○	減価償却費	×	貸倒金	×
水道光熱費	○	貸倒金	×	地代家賃	×
旅費交通費	△	利子割引料	△	借入金利子	×
通信費	○	種苗費	○	租税公課	×
広告宣伝費	×	素畜費	○	損害保険料	×
接待交際費	×	肥料費	○	修繕費	○
損害保険料	×	飼料費	○	雑費	△
修繕費	○	農具費	○		
消耗品費	○	農業衛生費	○		
減価償却費	×	諸材料費	○	○…認められる。	
福利厚生費	△	修繕費	○	×…認められない。	
給料賃金	○	動力光熱費	○	△…内容を確認して判断します。	
利子割引料	×	作業用衣料費	×		
地代家賃	○	農業共済掛金	×		
雑費	△	荷造運賃手数料	○		
		土地改良費	×		
		雑費	△		

確定申告により所得が認定基準年額以上であった場合、確定申告を行った日又は郵送の場合は郵送日を認定取消日とします。

インターネットで電子申告を行った場合は、受付結果を確認するものとして即時通知、受診通知があるので、これらによって申告日時を確認します。

また、確定申告を行った日が確認できない場合は、確定申告受付期間の初日に確定申告が行われたものとして取扱います。

なお、確定申告により認定取消しになった場合、翌年の確定申告時に、認定基準年額未満であることが確認できれば、再認定することができます。

株等の譲渡、配当金収入がある場合

株等の取引や配当金による収入については、事業所得者と同様に恒常的な収入として「年額」で判断し、認定基準年額以上である場合、被扶養者としての要件を欠くこととなります。

また、取消日や再認定日についても、事業所得者と同様に、確定申告を行った日となります。

なお、対象者が株等の取引において、特定口座で源泉徴収ありを選択している場合等で確定申告をする必要がない場合については、各証券会社等から発行される「特定年間取引報告書」で確認します。この際、株等による収入が年間基準額を超えることが判明した場合の認定取消日は、当該取引報告書を受領した日となります。

1 株等の定義

株式、債券、投資信託、FX、先物などが該当します。

2 株等における収入の定義

- ・譲渡収入＝（譲渡価格－取得価格）
- ・配当金収入

3 株等の譲渡収入の確認方法

- 確定申告の際に使用する書類、
 - ・ 確定申告書（分離課税用）
 - ・ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 - ・ 確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）など。
- 株等の取引において、特定口座で源泉徴収ありを選択している場合は、各証券会社等から発行される、
 - ・ 特定口座年間取引報告書など。

4 保有している株等を全て譲渡した場合

一時的な所得とみなし、全て譲渡した日以降は株等に係る収入についてはないものとして取り扱います。

5 繰越損失の取扱い

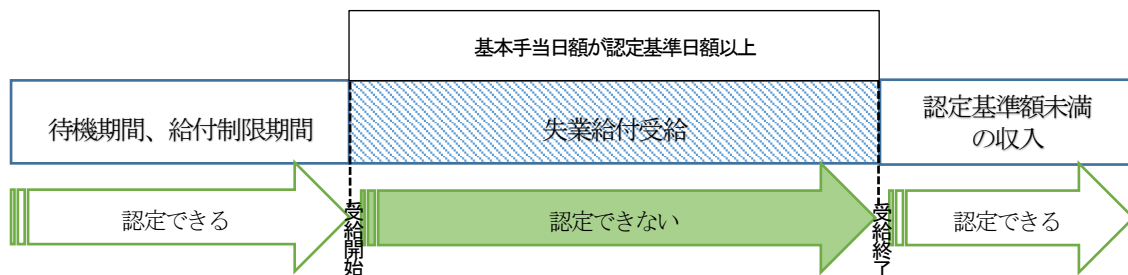
株等の譲渡収入などで損失があり、翌年度以降に繰越できる損失については、考慮することなく、あくまで当年の譲渡収入で判断します。

雇用保険法による失業給付がある場合

離職後、雇用保険による失業給付を受けることができる場合、基本手当の日額が認定基準日額以上ある場合は、給付日数に関わらず被扶養者として認定できません。

なお、待機期間及び給付制限期間は失業給付を受けていないので、認定することができます。

	区分	認定基準日額
①	60歳以上又は、国民年金法及び厚生年金保険法等に基づく年金給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する者	5,000円
②	①以外の者で、その年の12月31日現在19歳以上23歳未満である者(組合員の配偶者を除く)	4,167円
③	上記以外	3,612円



また、職業訓練校に入校した者に支給される訓練手当も恒常的な収入に該当します。

雇用保険の受給状況の確認については、職業安定所が発行する「雇用保険受給資格者証」で行います。

- 取消日 雇用保険受給資格者証の「処理状況」欄に記載された「認定（支給）期間」の初日
- 認定日 雇用保険受給資格者証の「処理状況」欄に記載された「認定（支給）期間」の最終日の翌日